

石岡市〇〇の管理に関する仮協定書
(標準案)

石岡市〇〇の管理に関する仮協定書（標準案）

（※これはあくまで標準案である。実際に締結するときには施設に応じて所管課の判断の元に加除修正を行うこと。）

- 1 管理施設 石岡市〇〇
- 2 指定期間 開始 〇〇年 〇月 〇日
終了 〇〇年 〇月 〇日

上記の施設について、石岡市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり、〇〇の管理に係る仮協定を締結する。

（本協定の締結）

第1条 甲は、頭書の施設管理について、地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第6項の規定による議会の議決を経たときに、別紙条項を基本とする本協定を締結するものとする。

（協議事項）

第2条 この仮協定書に定めのない事項及び疑義の生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

〇〇年 〇月 〇日

甲（地方公共団体）

所在地 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

名称 石岡市

代表者 石岡市長 印

乙（指定管理者）

所在地 〇〇

名称 〇〇

代表者 〇〇 印